

令和4年4月における入札・契約制度の改正(概要)

I ダンピング対策の強化

1. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の継続

II 入札・契約の適正化に関する改正

1. 令和4年度建設工事格付の改正

令和4年3月1日現在の最新の経営事項審査に係る総合評定値による改正

2. 前金払の特例の継続について

前払金の用途を拡大する特例措置を継続

3. 契約約款の一部改正について

- ・譲渡制限特約の改正(承諾義務と当該工事使用義務の追加)
- ・相殺条項の追加

III 公表

1. 公共工事発注見通し

令和4年度における予定価格(設計額)が250万円を超える公共工事を公表

2. 随意契約発注見通し(シルバー人材センター等)

令和4年度発注見通しを公表(契約締結後に契約内容を公表)

※その他、詳細については、令和4年度入札・契約事務取扱要領(令和4年4月1日施行)をご覧ください。

※契約約款については、窓口での閲覧となります。

[実施時期] 令和4年4月1日以降に公告又は通知する入札等から適用。